

# 情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年11月分)	・・・ 8

令和5年12月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年12月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社朝陽観光バス（法人番号：4030002038445） 代表者 浮舟 崇弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県久喜市大字所久喜748-1 (東京営業所) 東京都足立区大谷田4-10-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和4年11月7日及び令和4年11月25日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年12月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年12月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	南観光交通株式会社（法人番号：9013401000740） 代表者 中澤 洋
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都日野市程久保8-3-2 (相模原営業所) 神奈川県相模原市緑区橋本台2-10-12
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月7日及び令和5年9月1日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年12月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年12月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社良運観光 (法人番号: 1040001087692) 代表者 松山 信韓
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市西野184 (本社営業所) 千葉県市原市西野184
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和5年10月26日及び令和5年11月8日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年12月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年12月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	スカイ観光バス株式会社 (法人番号: 8040001077737) 代表者 橋本 修一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市新田104-1 (本社営業所) 千葉県成田市新田104-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和5年9月27日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和5年12月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年12月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社四谷観光バス (法人番号: 4030001015049) 代表者 秋元 清喬
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市南区四谷3-9-29 (本社営業所) 埼玉県さいたま市南区四谷3-9-29
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年10月10日及び令和5年10月23日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年12月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年12月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ハトリ (法人番号: 6050002033822) 代表者 羽鳥 誠一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県稲敷郡河内町羽子騎376-1 (本社営業所) 茨城県稲敷郡河内町羽子騎376-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年9月6日及び令和5年9月7日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231101	株式会社 ニルス(法人番号9030001090327)代表者:小船 敏郎	埼玉県飯能市大字岩淵497-7	越谷	埼玉県越谷市川柳町1-299-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年8月18日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
20231107	ハビー運輸 有限会社(法人番号8070002017672)代表者:鈴木 秀一	群馬県藤岡市東平井字上田1810-8	本社	群馬県藤岡市東平井字上田1810-8	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年9月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0
20231114	株式会社 グリーンライン(法人番号5010601027056)代表者:神岡 克幸	東京都江東区青海3-2-17	大洗	茨城県東茨城郡大洗町大貫町557-52	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年7月26日、同年8月1日及び同年8月25日監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20231114	東ヶ峰運輸 株式会社(法人番号9050001001769)代表者:五来 一	茨城県水戸市大塚町1395-3	下館	茨城県筑西市下江連1664	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年7月6日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20231128	有限会社 佐取運送(法人番号6060002036304)代表者:佐取 健	栃木県足利市常見町623-11	本社	栃木県足利市常見町623-11	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月15日、令和5年1月19日及び同年7月21日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	12	12



貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231128	株式会社 ネクストステージ(法人番号1010601054013)代表者: 富井 吉和	東京都墨田区文花1-24-24	本社	東京都墨田区文花1-24-24	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	薬物使用運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月29日、同年12月7日監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者に対する指導監督記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	9	9
20231128	協和運輸 有限会社(法人番号8070002018794)代表者: 神保 修	群馬県伊勢崎市太田町928-12	本社	群馬県伊勢崎市太田町928-12	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年12月8日、令和5年2月2日及び同年3月17日監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5
20231128	廣木運輸 株式会社(法人番号1011801011407)代表者: 廣木 邦昭	東京都足立区綾瀬6-4-3	本社	東京都足立区綾瀬4-28-16-302	輸送施設の使用停止(35日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年12月22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
20231128	株式会社 エムエー(法人番号9070001034362)代表者: 林 雅仁	群馬県高崎市新町1569-13	本社	群馬県高崎市新町1569-13	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年12月20日及び令和5年1月12日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20231128	アサヒエンタープライズ 有限会社(法人番号 3011702000003)代表者: 町田 航太	東京都江戸川区春江町2-19-10	本社	東京都江戸川区春江町2-19-10	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	健康起因による事故を引き起こしたことを端緒として、令和4年12月6日、同年12月21日監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	3	3
20231128	トーション丸貨 株式会社(法人番号 6070001014292)代表者: 遠藤 欣志	群馬県伊勢崎市東上之宮町815	本社	群馬県佐波郡玉村町大字斉田453-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年12月14日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	1	1
20231128	有限会社 北伸運輸(法人番号5070002035850)代表者: 脇本 貢	群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬69	本社	群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬69	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年12月13日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
20231128	株式会社 アスカ(法人番号2050001013449)代表者: 諏訪 博之	茨城県結城郡八千代町大字平塚1996-3	佐野	栃木県佐野市鎧塚町314-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月17日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)